

刊行者：海上保安庁

索引番号	航路標識番号	名称・位置・灯質	灯高	光達距離	構造・高さ	備考
430	0878.8	那久港南防波堤灯台 Nagu Ko				廃止
431	3652	神戸新港航路第2号灯浮標 Kobe Shinko 34 40.7N FI (2) R 6s 135 14.5E 群閃赤光 毎6秒に2閃光			5 赤色円すい形頭標1個 付赤やぐら形	新設
432	3660	神戸新港航路第4号灯浮標 Kobe Shinko 34 41.2N FI R 3s 135 13.6E 単閃赤光 毎3秒に1閃光			5 赤色円すい形頭標1個 付赤やぐら形	変更
433	3661	神戸第3防波堤東灯台 Kobe				廃止
434	4074	女木島灯台 Megishima 34 22.8N Iso W 6s 134 02.3E 等明暗白光 明3秒暗3秒	46		12 白塔形 9	変更
435	4232	備讃瀬戸北航路第2号灯浮標 Bisanseto 34 18.5N FI (2) R 6s 133 37.4E 群閃赤光 毎6秒に2閃光			5 赤色円すい形頭標1個 付赤やぐら形	変更 レーダ反射器付
436	4237	備讃瀬戸南航路第1号灯浮標 Bisanseto 34 17.8N FI (2) G 6s 133 37.2E 群閃緑光 毎6秒に2閃光			5 緑色円筒形頭標1個付 緑やぐら形	変更 レーダ反射器付
437	4241	備讃瀬戸南航路第7号灯浮標 Bisanseto 34 20.3N FI G 3s 133 45.3E 単閃緑光 毎3秒に1閃光			5 緑色円筒形頭標1個付 緑やぐら形	変更 レーダ反射器付
438	4243	備讃瀬戸南航路第10号灯浮標 Bisanseto 34 21.3N FI (2) R 6s 133 48.8E 群閃赤光 毎6秒に2閃光			5 赤色円すい形頭標1個 付赤やぐら形	変更 レーダ反射器付
439	6753.1	細島港東沖浮魚礁施設灯 Hososhima Ko 32 26.6N Mo (U) W 8s 132 06.7E モールス符号白光 毎8秒にU (・・ー)			6	新設 レーダ反射器付

船舶通航信号所 (海上交通センター)

索引番号	航路標識番号	海岸区名	名称	位置	呼出名称
					特定船舶・・・港則法第41条第1項に規定する特定船舶及び海交法第30条第1項に規定する特定船舶をいう。 航路・・・・・・港則法規則別表第2に掲げる航路のうち浜寺航路、堺航路、大阪航路、神戸中央航路、新港航路及び神戸西航路並びに海交法別表に掲げる明石海峡航路をいう。 勧告・・・・・・港則法規則第20条の5並びに海交法規則第23条の4及び第23条の7関係指示・・・・・・海交法規則第8条第1項関係
440	8404	瀬戸内海 東部(II)	神戸 Kobe	34 39.1N 135 13.1E	おおさかマーチス
			1 情報の提供		
			(1) 変更なし		
			(2) 船舶を特定して行われる情報の提供		
			ア 方法 VHF 無線電話又は船舶自動識別装置		
			イ 内容		
			(ア) VHF 無線電話による場合		
			a 大阪湾海域のうち神戸船舶通航信号所から約18M以内の海域及び播磨灘海域のうち江崎灯台から約10M以内の海域のうち、主として航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域(以下「情報提供可能海域」という。)にある準特定船舶に対する港則法規則第20条の3第3項各号及び海交法規則第23条の2第3項各号に掲げる事項に準ずる事項		
			b 情報提供可能海域にある特定船舶及び準特定船舶に対する船舶の航行の安全上必要な事項(a、港則法規則第41条第1項及び海交法第30条第1項の規定により提供されるものを除く。)		
			c 変更なし		
			(イ) 船舶自動識別装置による場合		
			大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県の瀬戸内海沿岸海域並びに和歌山県、徳島県及び高知県の陸岸から約20M以内の海域(瀬戸内海沿岸海域を除く。)のうち、主として航路及び航路に至る主要通航路にある船舶自動識別装置を備えた船舶の航行の安全上必要な事項		
			られる場合における情報の提供		
			以降変更なし		